

平成15年11月21日

各位

株式会社 間組 (呼称：ハザマ)
(東京証券取引所市場第1部、証券コード1719)

会社分割に伴う弊社ならびに青山管財株式の税務上の取扱いについて (分割純資産移転割合確定のお知らせ)

会社分割前の「株式会社間組」(以下、「旧ハザマ」といいます。)の株主様が平成15年10月1日の会社分割に伴い取得された弊社株式ならびに青山管財株式会社(以下、「青山管財」といいます。)株式の税務上の取扱は下記のとおりとなりますのでご案内申し上げます。

記

1) 弊社株式ならびに青山管財株式の税務上の取得価額等について

旧ハザマの株主様がこの会社分割により取得した弊社株式ならびに青山管財株式の各取得価額等の算定に必要な「分割純資産移転割合」(法人税法施行令第23条第1項第2号、所得税法施行令第61条第2項第2号)は1.0で確定いたしました。

これに伴い、弊社株式の譲渡等による各株主様の譲渡損益課税の計算に必要な弊社株式ならびに青山管財株式の各取得価額等は、次のとおりとなります。

【法人株主様の場合】

新ハザマ株式の帳簿価額(譲渡原価) = 旧ハザマ株式の(税務上の)帳簿価額全額
(新ハザマ株式の1株当たりの帳簿価額 = 旧ハザマ株式の1株当たりの帳簿価額 × 1.0)
青山管財株式の帳簿価額(譲渡原価) = 0円

【個人株主様の場合】

新ハザマ株式の取得価額 = 旧ハザマ株式の取得に要した取得価額全額
(新ハザマ株式の1株当たりの取得価額 = 旧ハザマ株式の1株当たりの取得価額 × 1.0)
青山管財株式の取得価額 = 0円

詳しくは、次頁【参考】弊社ならびに青山管財株式の取得価額等の計算方法について」をご参照ください。

2) 弊社株式、青山管財株式の取得に伴う「みなし配当」課税の取扱いについて

この会社分割が以下の、の要件を満たしておりますので、旧ハザマの株主様がこの会社分割により弊社株式ならびに青山管財株式を取得したことに伴い、「みなし配当」課税(法人税法第24条、所得税法第25条)が適用されることはありません。

旧ハザマの株主様に対し、弊社に移転した旧ハザマの純資産額に対応する弊社株式の割当交付以外に分割交付金その他一切の資産の交付がないこと。

この会社分割が「適格分割」(法人税法第2条第12の11項)に該当すること。

本書面は、平成15年8月29日付「会社分割に伴う株式事務のお取扱いについて」8ページに記載の会社分割に伴う「分割純資産移転割合」の確定数値をご案内する文書であり、法人税法施行令第119条ノ8第3項および所得税法施行令第113条第4項に定める株主の皆様への「分割純資産移転割合」の通知に該当するものであります。

【参考】弊社ならびに青山管財株式の取得価額等の計算方法について

【弊社株式の取得価額等の計算方法】

$$\begin{aligned} \text{弊社株式の取得価額} &= \text{旧ハザマ株式の取得価額} (\quad) \times 1.0 \text{ (分割純資産移転割合)} (\quad) \\ &= \text{旧ハザマ株式の取得価額} (\quad) \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{弊社株式 1 株当たりの取得価額} &= \text{旧ハザマ株式 1 株当たりの取得価額} (\quad) \times 1.0 \text{ (分割純} \\ &\quad \text{資産移転割合)} (\quad) \times 1.0 \text{ (割当交付株数の調整倍率)} (\quad) \\ &= \text{旧ハザマ株式 1 株当たりの取得価額} (\quad) \times 1.0 \end{aligned}$$

【青山管財株式の取得価額等の計算方法】

$$\text{青山管財株式の取得価額} = \text{旧ハザマ株式の取得価額} (\quad) - \text{弊社株式の取得価額} = 0$$

() 旧ハザマ株式の取得価額は、各株主様により異なりますのでご注意願います。
また、法人株主様の場合、「取得価額」を「(税務上の)帳簿価額」と読み替えて計算していただきますようお願い申し上げます。

() 分割純資産移転割合とは？
法人の分割に伴い旧株に応じて交付された新株の取得価額等の計算に必要な割合をいい、下記の計算式により求められます。

$$\begin{aligned} \text{分割純資産移転割合} &= \frac{\text{旧ハザマから弊社に移転した資産の(税務上の)帳簿価額} - \text{旧ハザマから弊社に移転した負債の(税務上の)帳簿価額}}{\text{分割直前の旧ハザマの資産の(税務上の)帳簿価額} - \text{分割直前の旧ハザマの負債の(税務上の)帳簿価額}} \\ \text{(小数点以下 2 位切り上げ)} & \end{aligned}$$

() 旧ハザマ株式に対する弊社株式の割当株数(旧ハザマ株 1 株に対し新ハザマ株 0.1 株を割当交付)に応じて取得価額を調整するための調整倍率です。

(計算例)

平成 15 年 9 月 24 日以前に旧ハザマ株式を 1,000 株(購入単価@250 円/株)で取得された株主様の場合、弊社株式 100 株(旧ハザマ株式保有数×0.1)と青山管財株式 1,000 株(旧ハザマ株式保有数と同数)を保有いたしますが、その各株式の取得価額等の計算は次のとおりとなります。

【弊社株式の取得価額等の計算】 ()

$$\begin{aligned} \text{弊社株式の取得価額} &= \text{旧ハザマ株式の取得価額} (1,000 \text{ 株} \times 250 \text{ 円/株}) \times 1.0 \\ &= \underline{250,000 \text{ 円}} \end{aligned}$$

(弊社株式 1 株当りの取得価額 = 250 円/株 × 1.0 × 10 = 2,500 円/株)

【青山管財株式の取得価額等の計算】

$$\begin{aligned} \text{青山管財株式の取得価額} &= \text{旧ハザマ株式の取得価額} (250,000 \text{ 円}) - \text{弊社株式の取得価額} (\underline{250,000 \text{ 円}}) \\ &= \underline{0 \text{ 円}} \end{aligned}$$

() 法人株主様の場合、「取得価額」の金額は「(税務上の)帳簿価額」を適用して計算をしていただく必要がありますのでご注意願います。

以上